

●香川県告示第98号


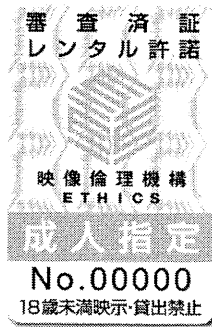
香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）第8条第1項第4号の規定に基づき、同号に規定する図書等の審査を行う団体として平成24年8月22日に指定した団体から、平成28年1月1日にその名称及び同号に規定する当該団体が定める方法を変更した旨の通知があったので、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

(変更前)

平成24年香川県告示第404号（香川県青少年保護育成条例に基づく団体の指定）により告示

団体の名称	当該団体が定める方法
一般社団法人映像倫理機構	<p>次の例により、図書等の表面及びそのジャケット等に印刷し、又はシールを貼ることにより表示する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">大きさ 縦23mm 横15mm</p>

(変更後)

団体の名称	当該団体が定める方法
一般社団法人日本コンテンツ審査センター	<p>次の例により、図書等の表面及びそのジャケット等に印刷し、又はシールを貼ることにより表示する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">大きさ 縦23mm 横15mm</p>